

令和8年度 障害福祉人材育成研修 一覧表

R8.4.1現在

資格	番号	研修区分	相談支援従事者（相談支援専門員）						サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者					強度行動障害支援者				受講対象者	
			初任者研修			現任研修			基礎研修		実践研修		更新研修	基礎研修		実践研修			
			講義 (前期)	演習 (中期・後期①・後期②)		講義 (前期)	演習 (前期・中期・後期)		講義	演習	講義	演習	演習	演習	講義	演習			
			2日間	5日間		1日間	3日間		1日間	2日間	1日間	2日間	2日間	2日間	1日間	2日間			
相談支援従事者 (相談支援専門員)	1	初任者研修 (前期・中・後期) 7日間	●	●	●	●	●	●											・新規受講者 ・現任研修未受講による資格失効者 ・初任者研修修了者で現任研修の受講要件を満たす見込みのない者（※1）
	2	初任者研修 (中・後期) 5日間			●	●	●	●	●										・過去5年以内に相談支援従事者初任者研修（前期）を受講済みの者（※2）
	3	現任研修 4日間																	・相談支援従事者初任者研修修了者（※3）
児童発達支援管理責任者・ サービス管理責任者	4	基礎研修 (相談前期+基礎) 5日間	●	●															・新規受講者
	5	基礎研修 (基礎のみ) 3日間																	・過去5年以内に相談支援従事者初任者研修（前期）を受講済みの者（※2）
	6	実践研修 3日間																	・相談支援従事者初任者研修（前期）及び基礎研修修了者 ・更新研修未受講による資格休止者（※4）
	7	更新研修 2日間																	・旧カリキュラム（H18～30年度）修了者（※5） ・実践研修（R3年度～）修了者（※5）
強度行動障害 支援者	8	基礎研修 2日間																	・新規受講者
	9	実践研修 3日間																	・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（同年度の受講も可）

- ※1 令和3年度初任者研修修了者の内、現に相談支援専門員として従事しており令和9年度以降も相談支援専門員として従事する予定があるが、現任研修受講開始前までに2年の実務を満たす見込みのない者は、令和8年度の初任者研修を再受講することができます。初任者研修を申し込みの上、受講してください。
- ※2 相談支援従事者初任者研修（前期）は、5年度前まで（令和3年度以降）の受講証明書が有効です。（令和2年度以前は無効）
- ※3 相談支援従事者初任者研修の修了年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了しなかった場合、資格失効となります。
令和3年度の初任者研修修了者は、令和8年度末までに現任研修を修了しないと資格失効となりますので受講漏れのないようご注意ください。
- ※4 旧カリキュラム（平成18～30年度）修了者で、令和5年度末までに更新研修を修了していない場合、資格は休止状態となっています。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修を受講してください。
- ※5 実践研修（旧カリキュラム修了者においては初回の更新研修）の修了年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの末日までに更新研修を修了しなかった場合、資格休止となります。
令和3年度の実践研修（旧カリキュラム修了者においては初回の更新研修）修了者は、令和8年度末までに更新研修を修了しないと資格休止となりますので受講漏れのないようご注意ください。